平成２６年（フ）第７３号
三重県松阪市川井町440番地１　Ｂ８
債務者　安田　隆輝
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３３５号
岐阜市下奈良２丁目35番26号
債務者　澤　　咲子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛布　真代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９６号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目48番５号
債務者　林　　守
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町５丁目148番地３
債務者　安東　宏高
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７２６号
京都府宇治市小倉町蓮池147番地の36
債務者　野瀬　直久
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱田基和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3447番地７
債務者　藤村　文子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３３３号
函館市田家町７番９―307号
債務者　櫻井　　清
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
函館市新川町24番４号
債務者　長谷川光子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
奈良県吉野郡大淀町大字北六田165番地
債務者　小西　善實
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第９１号
三重県伊勢市中島２丁目11番21号　北マンション203号
債務者　菱川　　禎
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目48番５号
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
岡山県井原市笹賀町２丁目１番地14
債務者　大山　雅基
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５５５号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目９番地１　扇町屋団地20―301
債務者　鄭　　璇
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５６号
埼玉県坂戸市日の出町２番20号
債務者　正津美記子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２６号
松江市宍道町宍道1073、住民票上の住所島根県出雲市多久町355番地４
債務者　松本　裕介
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４９号
岡山県倉敷市中島2143番地
債務者　南　　良明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５７５号
札幌市豊平区美園１条１丁目３番９号　イーストサイドイン102号
債務者　國廣　直人
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部